

5 確認資料等（知事許可）

（以下の資料で確認できない場合は、他の裏付け資料が必要になります）

(1) 経營業務の管理責任者の確認資料	
新 規 ・ 追 加	<p>チェック欄</p> <p>【現在の常勤を確認するもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）</p> <p><input type="checkbox"/> 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。</p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>（原本提示）</u></p> <p>イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し <u>（原本提示）</u></p> <p>ウ 確定申告書 { 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し <u>（原本提示）</u> （受付印押印のもの） } 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（原本提示）</u></p> <p>※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。</p> <p>エ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの） なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。</p> <p>【過去の経営経験を確認するもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 4 役員名及び経験年数を証明するもの</p> <p>ア 法人の役員（P8参照）にあつては、登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（期間分） ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。</p> <p>イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>（原本提示）</u>（P49 注1）</p> <p>ウ 個人にあつては、確定申告書の写し <u>（原本提示）</u>（受付印押印のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 建設業許可通知書の写し</p> <p>イ 業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>（期間通年分の原本提示）</u>（P49 注2） ※請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には入金を確認できる資料 <u>（原本提示）</u> が必要です。</p> <p>ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し <u>（原本提示）</u></p> <p>※追加申請の際は、4、5の資料が省略できる場合もあります。</p>
更 新	<p><input type="checkbox"/> 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）</p> <p><input type="checkbox"/> 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。</p>

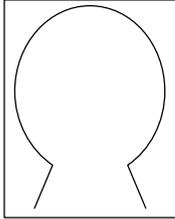
(2) 専任技術者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>チェック欄</p> <p>【現在の常勤を確認するもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 1 住民票(抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)</p> <p><input type="checkbox"/> 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。</p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>イ 住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>ウ 確定申告書 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{法人(役員に限る。)} \text{では、表紙と役員報酬明細の写し} \text{ <u>(原本提示)</u>} \\ \text{個人においては、第一表と第二表の写し} \text{ <u>(原本提示)</u>} \end{array} \right.</math></p> <p>※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。</p> <p>エ その他、常勤が確認できるもの(例:工事台帳や日報等毎日業務していることがわかるもの) なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。</p> <p>【技術者としての要件を確認するもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 4 法第7条又は第15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの</p> <p>ア 技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証、免許証の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>※P49の(参考)参照</p> <p>イ 技術者の要件が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>※P50の(参考)参照</p> <p>ウ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>エ 技術者の要件が実務経験の場合は</p> <p>①実務経験の内容を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明者が建設業許可を有している(いた)場合……建設業許可申請書及び変更届出書の写し(原本必要)(P49 注3) ・証明者が建設業許可を有していない場合……業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>(期間通年分の原本提示)</u> (P49 注2) <p>※請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には入金が確認できる資料 <u>(原本提示)</u> が必要です。</p> <p>②実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証の写し(事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る) ・厚生年金被保険者記録照会回答票(事業所名が記載されていること) ・住民税特別徴収税額通知書の写し <u>(期間分-原本提示)</u> ・確定申告書 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{法人(役員に限る。)} \text{では、表紙と役員報酬明細の写し} \\ \text{(受付印押印)} \text{ <u>(期間分-原本提示)</u>} \\ \text{個人においては、第一表と第二表の写し} \text{ <u>(期間分-原本提示)</u>} \end{array} \right.</math> ・その他(出向等の場合は個別に相談してください。) <p>オ 指導監督的実務経験の場合は、P51の確認資料参照</p> <p>※追加申請の際は、4の資料が省略できる場合もあります。</p>
更 新	<p><input type="checkbox"/> 1 住民票(抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)</p> <p><input type="checkbox"/> 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。</p>

- (注1) 建設業許可申請書(変更の場合は変更届出書)、営業所一覧表、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表で、建設業法施行令第3条に規定する使用人の就退任日及び当該営業所の許可業種が確認できるものを提出してください。
- (注2) 期間については、契約書等の最初の資料に記載された日付(契約日、注文日、請負日、工期、請求日等)から最後の資料に記載された日付を通算して証明する年数を上回らなければなりません。ただし、実務については、実際に工事をやっていた期間の合算になります。
- (注3) 自社での実務経験など、提出が省略できる場合もあります。

(参考) 資格認定証明書

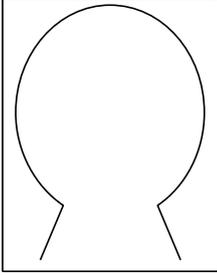
(例)

		番号 ○○○○○
1 級技術検定合格証明書		
本籍 東京都		
氏名 宮本 洋子		
昭和46年10月10日生		
<p>建設業法の規定に基づく平成14年度管工事施工管理に関する1級の技術検定に合格したことを証し、1級管工事施工管理技士と称することを認める。</p>		
平成○年○月○日		国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

一級建築士免許証明書	
宮本 洋子	昭和46年10月10日生
一級建築士	登録番号 第○○○○○○号 登録年月日 平成○年○月○日
<p>建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)により 免許された一級建築士であることを証明する 平成○年○月○日</p>	
中央指定登録機関	社団法人日本建築士会連合会建築士会長 ○○○○
<p>社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1項の規程により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である</p>	
国土交通大臣 ○○○○	

(参考) 監理技術者資格者証

(例)

氏名	宮本 洋子	昭和 46 年 10 月 10 日 生	本籍 東京都
住所	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号		
	初回交付	平成 19 年 5 月 10 日	交付 平成 24 年 3 月 1 日
	交付番号	第 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 号	
監理技術者資格者証			
平成 29 年 5 月 9 日 まで有効			
国土交通大臣指定資格者証交付機関			
財団法人 建設業技術者センター理事長			
許可番号 国土交通大臣 第 000000 号			
所属建設業者	(株)○×建設		
有する資格	一土施 一管施 実経(通)		
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗い板ガ塗防内機絶通園井具水消清解		
有・無	1 0 0 0 1 1 0 0 1 0 1 0 1 1 0 0 1 0 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0		

この場合は 1 級施工管理技士の資格認定証明書の添付不要

この場合は電気通信工事の実務経験証明書・指導監督の実務経験証明書等の添付不要

- ※ 申請書にはコピーを添付すること (原本提示)
- ※ 監理技術者資格者証により資格証明する業種については、他の証明書類 (資格認定証明書、修業 (卒業) 証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書等) の添付は不要
- ※ 監理技術者資格者証により資格証明する場合、別紙四「専任技術者一覧表」、様式第八号「専任技術者証明書」、様式第十一号の二「国家資格者等・監理技術者一覧表」に記載するコード番号は、P58~59 を参照

(例) 様式第八号に記載する場合

監理技術者認定要件	建設業の種類	有資格区分
国家資格者 (1 級の資格)	「7」 (一般) 又は「9」 (特定)	P62~63 の資格表のうち○と◎のもの
指定学科 + 実務経験 + 指導監督の実務経験	「1」 (一般) 又は「2」 (特定)	「01」
実務経験 + 指導監督の実務経験	「4」 (一般) 又は「5」 (特定)	「02」
国家資格又は大臣特認 + 指導監督の実務経験	「7」 (一般) 又は「8」 (特定)	P62~63 の資格表のうち○と◎のもの
大臣特認 (法第 15 条第 2 号ハ)	同号イと同等	「03」
	同号ロと同等	「04」

(3) 営業所の確認資料

- 新規申請（大臣から知事への許可換え新規申請を含む。般特新規申請は除く）・所在地変更及び都内に営業所新設の際に提出するもの
 - 営業所の電話番号確認資料（例：名刺・封筒の写し等）提示のみ
 - 営業所の所在地付近の案内図（P52(7)参照）
 - 営業所の写真（外観・営業所内）（P52(8)、53参照）
 - 登記上の所在地以外の場所に営業所がある場合（法人）
住民票上の住所以外の場所に営業所がある場合（個人）
 - ・自社（自己）所有の場合（次のうちいずれか一つを提出してください。地番と住居表示が異なる場合は名刺・封筒の写し等の提示が必要です）
 - 当該建物の登記簿謄本（発行後3か月以内）
 - 当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価証明書（発行後3か月以内）
 - ・賃借している場合
当該建物の賃貸借契約書の写し（使用目的が事務所用又は店舗用であること。住居用の場合は貸主の承諾書を添付してください）

【賃貸期間が自動継続になっており現時点での賃貸借期間が契約書で確認できない場合は、直近3か月分の賃借料の支払を確認できるもの（領収書等）が必要です】
- 更新申請、追加申請、般特新規申請の際に提出するもの
登記上の所在地以外の場所に営業所がある場合（法人）
住民票上の住所以外の場所に営業所がある場合（個人）
上記の場合のみ、1(4)の確認資料を付けてください。
※さらに、その他の裏付け資料が必要になる場合もあります。

(4) 指導監督的実務経験の確認資料

- 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの（P48 4エ②参照）
- 実務経験の内容欄に記入した工事についての契約書の写し（原本提示）

(5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料

- 住民票（発行後3か月以内のもの）
- 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）
（P47の2、3参照）
- 本人に代表権のない場合は、委任状の写し（代表印のあるもので、見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）、本人に代表権がある場合は、履歴事項全部証明書

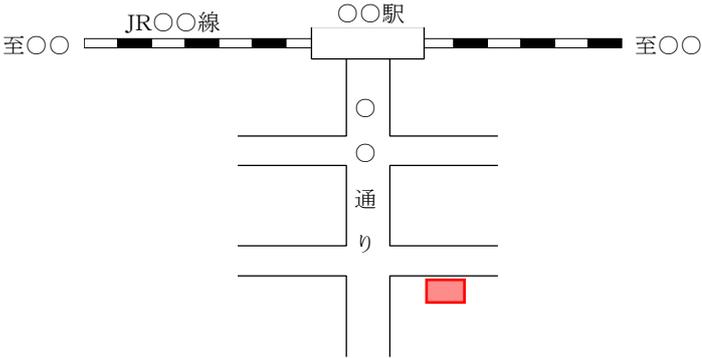
(6) 国家資格者等・監理技術者の確認資料

新規・
変更・
追加

- 指導監督的実務経験証明書を添付したもの
- 「監理技術者資格者証」(注)の写し
 - 上記1がない場合は、P48の専任技術者の確認資料4のア、ウ及びエと同一の確認資料が必要です。
- (注)「監理技術者資格者証」についての問合せ先：(一財)建設業技術者センター
電話 03-3514-4711

(7) 営業所所在地案内図

(A4縦で作成)

商号又は名称	
所在地	
電話	
<p>略図（分かりやすく記入すること。）</p> <p>記載例：</p>  <p>※地図の使用について 地図及び地図情報の中には著作権法等によって保護されているものがあります。複製等による使用について許諾が必要なものは、著作権者の許諾を証するものを提示(提出)してください。</p>	

当該場所を朱印すること。

(8) 営業所写真

(A4縦で作成)

営業所名称		事務所の入口及び内部	_____年 月撮影
建物の全景（看板、表札等を含む。） _____年 月撮影			

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて貼付してください。次ページの写真撮影要領を参照してください。

※ 写真撮影要領

①建物の全景

ビル等の場合は、1階から屋上まで全部写っているもの（1枚以上）

*事務所がビル内等に所在する場合は、以下の項目の写真を添付すること。

建物の入口付近

建物の入口部分を正面から写したもの（1枚以上）

テナント表示（1枚以上）

テナント表示がない場合は集合郵便受けを写したもの

商号が判読できるもの

②事務所の入口

商号等を掲示した事務所の入口部分（1枚以上）

その他の営業所は営業所名等も掲示すること。

商号等が判読できるもの

③事務所の内部

事務所内の概要が確認できるように、様々な方向から写したもの

電話機等を含め事務スペースが確認できるもの（1枚以上）

接客をする応対場所が確認できるもの（1枚以上）

ブラインド、カーテン等は開けた状態で写すこと。

営業所が個人住宅内にある場合又は他法人や他の個人事業主と同一の階に同居している場合などは、間取り図及び入口から事務所までの動線に当たる部分の写真を添付すること。営業所スペースが住居スペースや他法人等と明確に区分されていることが分かる写真を添付すること。

(9) 健康保険等の加入状況の確認資料（提示のみ）

1 健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料（写しでも可）

下記①、②のいずれか一つ

①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書

②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

※社会保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、上記①、②の代わりに「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し又は「健康保険 厚生年金保険 新規適用届」の写しを提示してください。

2 雇用保険の加入を証明する資料（写しでも可）

労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書

※雇用保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、領収済通知書の提出は不要です。

※労働保険事務組合が保険料の納付を行っている場合は、労働保険番号が記載されている、事務組合が発行する労働保険料領収書等の写しを提示してください。

※ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書例

窓口納付の場合

納入告知書 納付書・領収証書 (国庫金) (厚生保険)

年度 年 月 日 納付番号 原簿番号 原簿名 厚生労働省年金局()

納付目的の年月 平成 年 月 日

納付種類 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金

事業所管理記号 事業所番号

合計額 千 百 十 万 千 百 十 円

収入税取官 厚生労働省年金局事業管理課長

平成 年 月 日

型年度5月1日以降現年度歳入額入

口座振替の場合

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	事業所番号	年 月 日	年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定	児童手当及び子ども手当勘定	健康勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	厚生年金保険料
合計 額	円	合計 額	円

年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 (年金事務所)

様

(裏面へつづく)

※ 健康保険及び厚生年金保険の納入証明書例

別紙4

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

事業所管理記号 事業所番号

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

申請事由

証明事由

月 分	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	収納年月日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

※ 労働保険概算・確定保険料申告書の控え例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789
記入に当たっては注意事項をよく読んでから記入して下さい。
○に該当する記入は上記の「標準字体」でお願います。

提出用
平成 年 月 日
あて先 〒102-8307
千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎12階
東京労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

① 区分
労働保険料
労働保険分
雇用保険法
適用者分
高年齢
労働者分
保険料算定
対象者分
一般拠出金

② 区分
労働保険料
労働保険分
雇用保険法
適用者分
高年齢
労働者分
保険料算定
対象者分

③ 申告済概算保険料額
④ 申告済概算保険料額
⑤ 増加概算保険料額
⑥ 保険関係
成立年月日
⑦ 事業廃止理由
⑧ 事業
主
⑨ 事業
主

さりとて 歳(1枚目はさりとてをしないで下さい。)

※ 労働保険概算・確定保険料申告書により申告した保険料の納入に係る領収済通知書例

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30840 東京労働局 00075331 徴収協定 保険料収入及
一般拠出金収入 労働保険 特別会計 0847 厚生労働局 6118 平成 年 度

納付の目的
1. 平成 年 度 納付
2. 追加納付
3. 平成 年 度 納付

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

東京労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

(10) 登記されていないことの証明書・身分証明書

申請者等（経營業務の管理責任者、様式第十二号及び様式第十三号の調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人）が成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する、以下の二つの書類の提出が必要です。

証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

- 1 登記されていないことの証明書 → 東京法務局が発行します（以下参照）。

経營業務の管理責任者、調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- 2 身分証明書 → 本籍地の各区市町村の戸籍事務担当課が発行します（以下参照）。

経營業務の管理責任者、調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の証明書

※登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
④本籍	東京都〇区〇町〇丁目〇番地

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇

東京法務局の住所等

〒102-8225

千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

民事行政部後見登録課

電話 : 03-5213-1360

(HP)<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

※身分証明書の見本

身 分 証 明 書	
本 籍	東京都〇区〇町
本人氏名	〇〇 〇〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2 後見の登記の通知を受けていない。	
3 破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
平成〇年〇月〇日	
区市町村長 〇〇 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/>	

身分証明書については、本籍を所管する各区市町村の戸籍事務担当課にお尋ねください。

登記されていないことの証明書の取得に当たり外国籍の方が役員等にいる場合、証明書の申請の際に必ず国籍の入った証明書を取得願います（これにより身分証明書の添付が免除されます）。

(11) 役員等氏名一覧表

太枠内のみ記入してください。

(フリガナ) 申 請 者 _____

建設業許可番号

(般 ・ 特) _____ 号

都 受 付 日 / /
記 入 業 種 _____

受 付 番 号 _____
担 当 者 _____ No. _____

役員等の氏名・性別	生 年 月 日	役員等の氏名・性別	生 年 月 日
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H 年 月 日	フリガナ	M T S H 年 月 日
男		男	
女		女	

- 注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合には、取締役等（別紙一の役員等欄に記載の者）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主・支配人をいいます。
- 注2 知事許可の新規・追加・更新申請の際に、役員等を全員記載してください。
- 注3 役員等の変更届の際は、新たに就任した者のみを記載してください。

- ※ 提出に際しては、この用紙をコピーして使用できます。用紙の大きさはA4版でお願いします。
- ※ 更新申請の際も必ず作成してください。

6 コード番号表

(1) 東京都区市町村コード番号表

大臣許可コード 大 臣 都 知 事	大臣コード	00	13101	千代田区	13201	八王子市	西多摩郡		
	都知事コード	13	13102	中央区	13202	立川市		13303	瑞穂町
			13103	港区	13203	武蔵野市		13305	日の出町
			13104	新宿区	13204	三鷹市		13307	檜原村
			13105	文京区	13205	青梅市		13308	奥多摩町
			13106	台東区	13206	府中市		大島支庁	
			13107	墨田区	13207	昭島市		13361	大島町
			13108	江東区	13208	調布市		13362	利島村
			13109	品川区	13209	町田市		13363	新島村
			13110	目黒区	13210	小金井市		13364	神津島村
			13111	大田区	13211	小平市	三宅支庁		
			13112	世田谷区	13212	日野市	13381	三宅村	
			13113	渋谷区	13213	東村山市	13382	御蔵島村	
			13114	中野区	13214	国分寺市	八丈支庁		
			13115	杉並区	13215	国立市	13401	八丈町	
			13116	豊島区	13218	福生市	13402	青ヶ島村	
			13117	北区	13219	狛江市	小笠原支庁		
			13118	荒川区	13220	東大和市	13421	小笠原村	
			13119	板橋区	13221	清瀬市			
			13120	練馬区	13222	東久留米市			
			13121	足立区	13223	武蔵村山市			
			13122	葛飾区	13224	多摩市			
			13123	江戸川区	13225	稲城市			
					13227	羽村市			
					13228	あきる野市			
					13229	西東京市			

大臣許可の場合で、他の道府県の市町村コード番号を調べたい場合は、地方公共団体情報システム機構のホームページ

(<https://www.j-lis.go.jp/index.html>) を御覧下さい(上5桁を記入して下さい)。

(2) 専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

【 一般建設業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	0 1
	ロ (実務経験10年以上)	4	0 2
	ハ (国家資格者又は大臣特認)	7	P62~63の資格表のうち○と◎のもの

【 特定建設業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ (国家資格者)		9	P62~63の資格表のうち◎のもの
法第15条第2号ロ (指導監督的実務経験)	法第7条第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	0 1
		ロ (実務経験10年以上)	0 2
		ハ (国家資格者又は大臣特認)	P62~63の資格表のうち○のもの

法第15条第2号ハ (大臣特認)	同号イと同等	3	0 3
	同号ロと同等	6	0 4

(3) 国家資格者等・監理技術者一覧表におけるコード番号表

		建設業の種類 (項番74)	有資格区分 (項番75)	
法第7条第2号ハ (国家資格者、大臣特認)		記入不要	P62～63の資格表のうち○と◎のもの	
法第15条第2号イ (国家資格者)		記入不要	P62～63の資格表のうち◎のもの	
法第15条 第2号ロ (指導監督 的実務経 験)	法第7条 第2号	イ (所定学科卒業と実務経験)	2	0 1
		ロ (実務経験10年以上)	5	0 2
		ハ (国家資格者又は大臣特認)	8	P62～63の資格表のうち○のもの
法第15条第2号ハ (大臣特認)		同号イと同等	3	0 3
		同号ロと同等	6	0 4

7 技術者の資格（指定学科）表

法第7条第2号イ該当者

法施行規則第1条

※下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、御相談ください。

(P61参照)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法の規定により原則として認められません。

(補足) 具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。

ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

※「具体的な指定学科」の並びは、各学科ごと50音順になっています。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学	開発科	土木工学に関する学	緑地土木科	機械工学に関する学	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産		機械工学第二科
	環境科		環境工学コース・講座・		機械航空科
	環境開発科		専修・専攻		機械工作科
	環境建設科		学科名に関係なく農業		機械システム科
	環境整備科		土木学コース・講座・専		機械情報科
	環境設計科		修・専攻		機械情報システム科
	環境土木科		学科名に関係なく農業		機械精密システム科
	環境緑化科		工学コース・講座・専		機械設計科
	環境緑地科		修・専攻		機械電気科
	建設科		都市工学に関する学		環境都市科
	建設環境科	都市科			航空宇宙科
	建設技術科	都市システム科			航空宇宙システム科
	建設基礎科	衛生工学に関する学	衛生科		航空科
	建設工業科		環境科		交通機械科
	建設システム科		空調設備科		産業機械科
	建築土木科		設備科		自動車科
	鉱山土木科		設備工業科		自動車工業科
	構造科		設備システム科		生産機械科
	砂防科		応用電子科		精密科
	資源開発科		システム科		精密機械科
	社会開発科		情報科		船舶科
	社会建設科		情報電子科		船舶海洋科
	森林工学科	制御科	船舶海洋システム科		
	森林土木科	通信科	造船科		
	水工土木科	電気科	電子機械科		
	生活環境科学科	電気技術科	電子制御機械科		
	生産環境科	電気工学第二科	電力機械科		
	造園科	電気情報科	農業機械科		
	造園デザイン科	電気設備科	学科名に関係なく機械		
	造園土木科	電気通信科	(工学) コース		
	造園緑地科	電気電子科	建築学に関する学	環境計画科	
	造園林科	電気・電子科		建築科	
	地域開発科学科	電気電子システム科		建築システム科	
	治山学科	電気電子情報科		建築設備科	
	地質科	電子応用科		建築第二科	
	土木科	電子科		住居科	
	土木海洋科	電子技術科		住居デザイン科	
	土木環境科	電子工業科		造形科	
	土木建設科	電子システム科		鉱山学に関する学	鉱山科
	土木建築科	電子情報科			
	土木地質科	電子情報システム科			
農業開発科	電子通信科				
農業技術科	電子電気科				
農業土木科	電波通信科				
農業工学科 (ただし、東	電力科				
京農工大学・島根大学・	電気通信科				
岡山大学・宮崎大学以外					
については、農業機械					
専攻、専修又はコースを					
除く)					
農林工学科					
農林土木科					
緑地園芸科					
緑地科					

9 国家資格等についての問合せ先

資格等	試験の実施機関等	所管庁等
建設機械施工技士	(一社) 日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501 http://www.jcmanet.or.jp/	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-914
土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
基礎施工士	(一財) 日本基礎建設協会 〒104-0032 中央区八丁堀4-14-7 ウィンド八丁堀ビル705 TEL 03-3551-7018 http://www.kisokyo.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
	(一財) コンクリートパイル建設技術協会 〒105-0013 港区浜松町2-7-15 日本工築2号館3F TEL 03-5733-5881 http://www.c-pile.or.jp/copita/index.html	
電気工事施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
管工事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
造園施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
建築士 木造建築士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒104-0031 中央区京橋2-14-1 TEL 03-5524-3105 http://www.jaeic.jp/	(一社) 東京建築士会 (注) TEL 03-3536-7711 (直通)
技術士	(公社) 日本技術士会 〒105-0001 港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8階 TEL 03-3459-1333 http://www.engineer.or.jp/	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888
電気工事士	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 防災調整係 TEL 03-5388-3541 (直通)
電気主任技術者	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通)
電気通信主任技術者	(一財) 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階 TEL 03-5907-6556 http://www.shiken.dekyo.or.jp/	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5858
地すべり防止工事士	(一社) 斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6F TEL 03-3438-0493 http://www.jisuberi-kyokai.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 24-744
建築設備士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒104-0031 中央区京橋2-14-1 TEL 03-5524-3105 http://www.jaeic.or.jp/	国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-539
計装士	(一社) 日本計装工業会 〒105-0001 港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル5階 TEL 03-3580-8921 http://www.keiso.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-824
給水装置工事主任技術者	(公財) 給水工事技術振興財団 〒103-0015 中央区日本橋箱崎町4-7 日本橋安藤ビル TEL 03-5695-2511 http://www.kyuukou.or.jp	厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029
消防設備士	(一財) 消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/	総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523
技能士	東京都職業能力開発協会 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 TEL 03-5211-2353 http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp	東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通)
監理技術者 資格者証	(一財) 建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3番地 麹町スクエア4階 TEL 03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744

(注) 他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。

10 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、その維持更新が重要な時代に入っています。重大な公衆災害発生・環境等の視点や建築物等の老朽化等に対応した適正な施工体制を確保するため、建設業法等の一部を改正する法律が平成26年6月に公布されました。建設業許可の業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業が新設されます（平成28年6月1日施行）。この改正建設業において、解体工事での事故を予防するとともに、解体工事の質を確保するため、法定の実務経験や資格を有する技術者を配置する必要があります。

(2) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

- ① 平成28年6月1日の改正法施行日において、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月末まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができます。

その後も解体工事業を営む場合、平成31年5月末までに解体工事業の許可を追加申請する必要があります。

- ② 平成28年6月1日の改正法施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。

- ③ 技術者については後述します。

(3) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体等を行う工事 以下略	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 以下略	● 現行のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

	解体を伴う新設		解体のみ	
	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して同じものを作る	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して更地にする	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする
H28 5/31以前	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	とび・土工工事で施工	とび・土工工事で施工
H28 6/1以降	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	各専門工事で施工 例：電気工事業	解体工事で施工

(4) 解体工事業の経營業務の管理責任者の要件

- ① 解体工事業について5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ② 施行日以前（平成28年5月31日以前）のとび・土工工事業について5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ③ 上記以外の建設業で7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(5) 解体工事業の技術者要件

- ① 監理技術者の資格等（特定建設業許可の専任技術者）は、次のいずれかの資格等を有する者です。
 - ・ 1級土木施工管理技士 ※1
 - ・ 1級建築施工管理技士 ※1
 - ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※2
 - ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に關し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- ② 主任技術者の資格等（一般許可の専任技術者）は、次のいずれかの資格等を有する者です。
 - ・ 監理技術者の資格のいずれか
 - ・ 2級土木施工管理技士（土木） ※1
 - ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※1
 - ・ とび技能士（1級）
 - ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に關し3年以上の実務経験を有する者（平成15年度以前に合格した者の実務経験期間は1年以上となる）
 - ・ 建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
 - ・ 大卒及び専修学校専門課程卒で専門士及び高度専門士（指定学科）3年以上、高卒及び専修学校専門課程卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
 - ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
登録解体工事講習の実施機関は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会及び一般財団法人全国建設研修センターとなります（平成28年9月29日現在）。講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

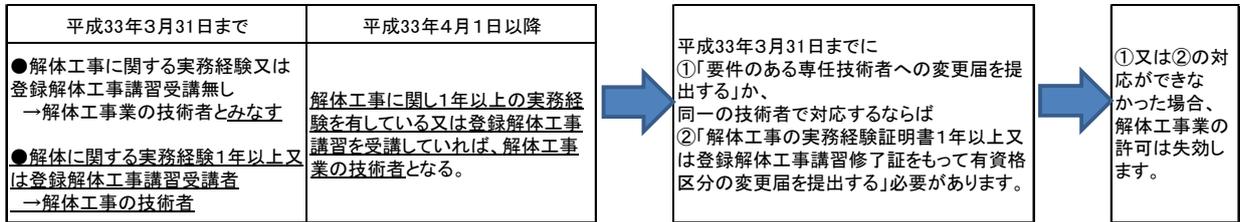
※2 当面の間、解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

③ 技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る）も解体工事業の技術者とみなします。

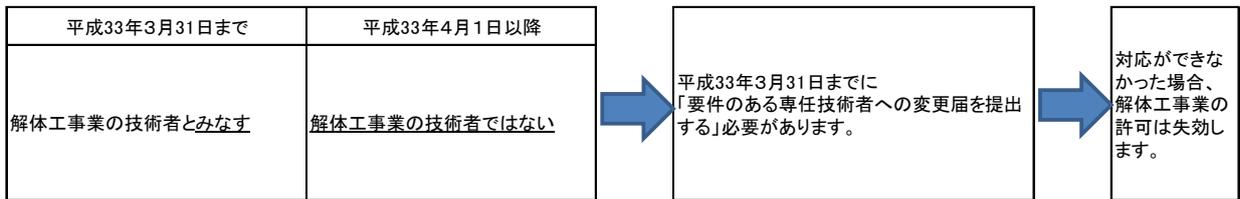
(例1) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(土木)の場合

←上記の解体工事業の技術者要件に当たる資格



(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

←上記の解体工事業の技術者要件に当たらない資格



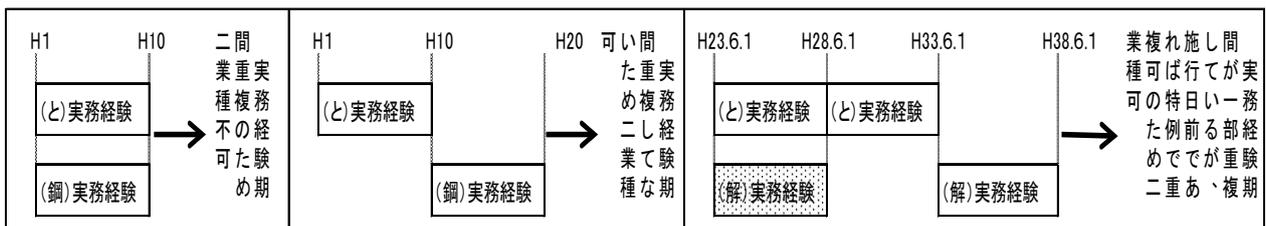
④ 法施行前後のとび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱い

新とび・土工工事の経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数となります。

解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数となります。

原則として解体工事の実務経験年数の算出については、P48 記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等で工期を確認して解体工事の実務経験年数を算出します。その際、一つの契約書で解体工事以外の工事も併せて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数となります。ただし、旧とび・土工工事業の許可業者が既に提出している変更届出書（決算報告）における工事経歴書によって明らかに解体工事を期間分を行っていることが確認できる場合は、上記と同等の扱いとします（副本の表紙及び当該工事工事経歴書の写しを確認資料に添付し、原本提示）。

原則として、同一の者が複数業種の実務経験を証明する場合、実務経験期間の重複は認められません。ただし、平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工工事の実績での実務経験に限り、同期間の中に解体工事の実績がある場合、実務経験期間が重複していても計上が可能となります。



(5) 工事経歴書（以下様式第二号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（以下様式第三号）の記載方法

① 業種追加申請の場合

「とび・土工工事業」の許可を取得して解体工事を施工していた建設業者が、「解体工事業」の業種追加申請を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は直近の決算期の工事実績を作成し、様式第三号は「解体工事」の欄を作成して直前3年分の決算期の売上を計上してください。ただし、施行日以前（平成28年5月31日以前）に契約した工事に関しましては、「とび・土工工事」の売上に計上したままで申請することが可能です。

② 経過措置の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、「とび・土工工事業」の許可で「解体工事業」を営んでいる建設業者の変更届（決算報告）を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は作成せず、様式第三号の施行日以前の実績は、「とび・土工工事」の欄に決算期の売上を計上し、施行日以後（平成28年6月1日以後）の実績は、「その他の建設工事の施工金額」に決算期の売上を計上してください。

③ 経営事項審査の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者が経営事項審査を受ける場合、過去に遡ってとび・土工工事と解体工事に振り分けて記載していただく必要があります。

その建設業者の解体工事の実績の様式第二号は「その他（工事）」という名称とし、経営事項審査を受ける際に「計算基準の区分」を「2年平均」とした場合は、直近及び前年審査対象事業年度分の様式第二号、「3年平均」とした場合は、直近及び前年並びに前々年審査対象事業年度分の様式第二号をそれぞれ作成・持参の上、審査を受けてください。

過去に遡って変更届（決算報告）及び変更届（決算報告）の訂正を提出する必要はありません。

白紙